



STOP! あおり運転!!

妨害運転罪の創設!



道路交通法の改正で、あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備が行われました。(令和2年6月30日施行)

①妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行妨害目的で、交通の危険を生じさせるおそれのある方法により、一定の違反(車間距離不保持、急ブレーキ違反等)をした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数25点

免許取消し(欠格期間2年)

(※前歴や累積点数がある場合には最大5年)



②妨害運転(著しい交通の危険)

上記①(妨害運転(交通の危険のおそれ))の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数35点

免許取消し(欠格期間3年)

(※前歴や累積点数がある場合には最大10年)

一定の違反(●妨害(あおり)運転の対象となる10種類の違反●)

- 通行区分違反
- 急ブレーキ禁止違反
- 車間距離不保持
- 進路変更禁止違反
- 追越し違反
- 減光等義務違反
- 警音器使用制限違反
- 安全運転義務違反
- 最低速度違反(高速自動車国道)
- 高速自動車国道等駐停車違反

・「思いやり・ゆずり合い」の運転を! ・ドライブレコーダーをつけましょう!

・あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を!

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部改正

《危険運転致死傷罪の対象となる行為が追加》(令和2年7月2日施行)

妨害運転のような悪質・危険な行為により人を死傷させた場合には、危険運転致死傷罪等にも当たる場合があります。さらに厳罰に処せられることがあります。

(人を死亡させた場合:1年以上の有期懲役(最高20年) 人を負傷させた場合:15年以下の懲役)

夏の交通安全県民運動~さわやかに 夏を走ろう 北陸路~

実施期間

7月1日(土)~7月20日(月)



ツイッターを運用しています。フォローお願いします!【石川県警察交通安全情報@IP_koutuu_anzen】

◇ 県警のウェブサイトにも掲載しています。(アドレス www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/)

◇ 毎月1日、15日(土・日・祝の場合、翌平日)に新情報を配信します。

